

# 平成24年度 財政健全化判断比率等

平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について公表します。

## 1. 健全化判断比率

指 標	比 率	早期健全化基準	財政再生基準	用 語 の 説 明
実質赤字比率	—	14.80%	20.00%	一般会計の赤字の程度を示し、財政運営の悪化の度合いを示すもの
連結実質赤字比率	—	19.80%	30.00%	すべての会計の赤字や黒字を合算し、町全体としての財政運営の深刻度を示すもの
実質公債費比率	10.7%	25.0%	35.0%	地方債償還金等を指標化し、資金繰りの危険度を示すもの
将来負担比率	59.8%	350.0%		地方債残高など将来支払う見込みの負担等がどれだけあるかを指標化し、将来の財政運営を圧迫する可能性の度合いを示すもの

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は黒字のため「—（該当なし）」で表示しています。

## 2. 資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
北部簡易水道事業特別会計	—	20.0%
南部簡易水道事業特別会計	—	20.0%
農業集落排水事業特別会計	—	20.0%
公共下水道事業特別会計	—	20.0%
温泉施設特別会計	—	20.0%
水道事業会計	—	20.0%

※どの特別会計も黒字で資金不足額がないため「—（該当なし）」で表示しています。

### 財政評価について

「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」は、一般会計及び全ての会計において実質収支額が黒字であるため比率はありませんが、引き続き財源の確保や経常経費の削減などに努めます。

「実質公債費比率」及び「将来負担比率」は、国が示している基準を下回っており健全なものです。特に将来負担比率が前年度に比べ1.6ポイント減となっているのは、主に一部事務組合の地方債償還に係る町負担金が減少したためです。比率が悪化しないよう今後とも緊急度、住民ニーズを的確に把握した事業の選択により、起債に大きく頼ることのない財政運営に努めます。

「資金不足比率」も、全ての会計において決算額が黒字であるため、各会計の経営は良好な状態にあり、引き続き財政基盤の強化を図ります。

## 各種手当の月額が変わりました

毎年の消費者物価指数の変動に応じて手当額を改定する物価スライド措置がとられていますが、平成12年度から14年度までの物価下落時に年金制度に適用された同様の特例措置により手当額が据え置かれたため、本来の算定額よりも1.7パーセント高い特例水準で算定されています。

今回「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」の一部改正に伴い、特例水準が段階的に解消されることとなり、平成25年10月から次の表のとおり各種手当額が変更されることになりました。

手当の種類と金額（1カ月あたり）		
手当の種類	平成25年(9月まで)	平成25年(10月から)
児童扶養手当（全部支給）	41,430円	41,140円
児童扶養手当（一部支給）	41,420円 ～9,780円	41,130円 ～9,710円
特別児童扶養手当（1級）	50,400円	50,050円
特別児童扶養手当（2級）	33,570円	33,330円
特別障害者手当	26,260円	26,080円
障害児福祉手当	14,280円	14,180円
福祉手当（経過措置分）	14,280円	14,180円

### 問い合わせ

健康福祉課 福祉政策係 ☎ 45・3111 内線153

### 税務署からのお知らせ

《税を考える週間（11月11日～17日）》

## 税の役割。。。 考えてみませんか！

「税を考える週間」では、国民の皆さんに、租税の役割や税務行政に対する理解を深めていただくために、様々な行事を実施します。

国税庁ホームページでは、特集ページを開設し、動画で国税局や税務署の仕事を紹介するインターネット番組「Web-TAX-TV」や、イラスト・グラフを交えながら税の役割を分かりやすく解説したスライドなど、税に関する情報を掲載します。

この機会に、税について考えてみませんか。

国税庁

検索